

No.	質問	回答
1	国実施要綱3(1)ア(ア)について、感染者又は感染者と接触があった者の発生した前に購入した衛生用品等は、補助対象となるか。	感染者が発生する等の事案から収束日までに要した通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が補助対象となるため、左記の場合は補助対象外となります。
2	国実施要綱3(1)ア(ア)①に定める「職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む」について、複数は2名以上で良いか。	お見込みのとおりです。 なお、職員から感染者と接触があった者が発生した場合は、同時期に2名以上の感染者と接触があった者が発生し、職員が不足した場合に補助対象となります。(例：職員Aが4月1日から、職員Bが4月3日から感染者と接触があった者となり、職員Aが4月8日で先に解除になった場合、補助対象期間は4月3日から4月8日までの間となります。) また、利用者に感染者と接触があった者が発生したのみでは、3(1)ア(ア)①の対象事業所・施設等に該当しません。
3	特別養護老人ホーム等の施設で感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、同一敷地内に併設する短期入所、通所介護等の他のサービスについても、感染者や感染者と接触があった者が発生した事業所として考えて良いか。	同一空間を共有している場合は、感染者が発生した事業所として差し支えありません。
4	国実施要綱3(1)イ(ア)の「割増賃金・手当」について、どのような費用が補助対象となるのか。	超過勤務手当や危険手当等、感染者の発生や感染者と接触があった者への対応により生じた追加的業務に係る労働の対償として使用者が支払う職員の割増賃金・手当が補助対象となります。 職員への賞与や慰労金は補助対象外となります。
5	国実施要綱3(1)イ(ア)「感染者又は感染者と接触があった者が発生した在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」の「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。	その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液等の防護具等や消毒用品が対象となります。 体温計やパルスオキシメーター、パーテーションポータブルトイレ、ブラシ、バケツ等の器具や備品、おむつ等は補助対象外となります。
6	国実施要綱3(1)イ(ア)の「介護サービス事業所・施設等の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 <具体例> 清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒、清掃に必要な物品(使い捨ての筈・ちりとり、雑巾、ゴミ袋、消毒シート、消毒液等)の購入費用(ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外(消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱など))
7	国実施要綱3(1)イ(ア)の「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 <具体例> 処理業務委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品(ゴミ袋、ブルーシート等)の購入費用(ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外(繰り返し使用可能なゴミ箱など))
8	国実施要綱3(1)イ(ア)の「帰宅困難者の宿泊費」について、施設・事業所職員の同居家族が感染者となり、職員がホテルに宿泊することになった場合は、補助対象となるか。	本補助金については、利用者又は職員に感染者が発生した施設・事業所が対象となることから、左記の場合は補助対象となりません。
9	施設・事業所内で感染者が発生し休業する必要が生じたが、休業に対する補償も補助対象となるか。	本補助金について、休業に対する補償は補助対象としておりません。
10	施設内・事業所内で感染者が発生し、職員の体調を定期的に把握するために購入した抗原検査キットは補助対象となるか。	感染者発生後の検査費用は、本補助金の対象となりません。